

海外工事における施主の理不尽さに対する一考 “擬制変更と mitigation について”

前田建設土木本部台湾出張所 フェロー会員 ○酒井 照夫
台北地下鉄松山線 590A 工区 顧問 非会員 税所 陽一

1. はじめに

海外工事の日本との違いは施主の理不尽さが挙げられよう。この海外工事と日本工事のマネジメントの違いは、沢山の先人の提言が残されている古い問題であるため、日本式マネジメントの問題点は既に周知されているかの様に思われている。しかし実際には未だに契約管理の認識が出来ず、具体的な施主への個々の案件での対応が出来ていない事が原因で、結局最終的な設計変更や Claim の交渉において不利な立場になってしまっている場合がある。ここでは台北地下鉄工事において実際に経験した施主の理不尽さと、その対応状況をやや具体的に紹介することで、海外での仕事を進める上で重要と感じていることを今更ではあるが述べる。今後の海外工事成功戦略の一助になればありがたい。

2. 施主の理不尽な対応例.

(1) 擬制変更

施主の意向で杭打設工法の変更が口頭でつたえられた。しかし施主は工法変更が設計変更であると指示をせず「早く始めろ」「業者の対応が悪い」と言うのみである。工事施工計画書は甲の承認行為が必要な手続き書面であるが、この中にこの変更が施主の指示である事が第三者に理解できてしまう様な文書が入っていると業者の書類不備として施主は承認しないのである。そしてこの施工計画書のやり取りも迅速処理のためという理由で途中経過が記録されないように進められるのである。その結果ずるずると工期が遅れていくので「施主とのいざこざを避けたい一心」の日系の職員は、「工事が停止してしまう事が、あたかも乙の責任である」と考え、施工計画書を早く承認してもらって、とにかく工事を早く開始しようとするのである。つまり擬制変更の成立である。そして施主は工事が始まる前から、既に工期がないので業者が自主的に突貫を実施しなければならないと強い圧力を掛けてくるのである。業者は工事完了の目途が付いた頃から、この工事は施主の意向（指示）にて設計変更工事として行ったのであるから、追加で生じた工事代金の請求を始めるのである。しかし契約¹⁾にのっとった主張ではない事（施主の口頭指示は7日以内に書面で確認）と、この時点での業者の主張は施主の工務部対応になる場合が多いので、客観的に何の証拠もないとされ請求は認められないのである。施主は元々このような変更の契約的証拠を残さない様に組織的に仕組みで業者に対応してきているので、適時に事実を確認できなかった業者としては、追加費用を請求するどころか争議にあげることも一苦勞となるのである。

(2) EOT(工期延伸)と mitigation (緩和処置)

現場の地中に不明杭が発見された。乙は施主に不明杭であることを告げ、工期延伸を通知した。施主は工期に支障がある事を十分に理解しているが、工期延伸を認めようとしない。そして不明杭の撤去に相応な設計変更（追加工事、工期短縮との無関係として）を認め、何とか遅れを取り戻すべく、自ら追加の設計変更を業者に指示した。さらに施主は業者に、段取りの見直し、設備の追加等を工期遅延緩和処置(mitigation)²⁾であると主張して無償での実施を要求した。この不明杭撤去に関する設計変更（追加工事）には約300日の工期が実際にかかったが、元々この工種はP3工程表上でFloatがあったため工事完了後業者は速やかに約100日の工期延伸を請求した。ところが施主はこのEOTを認めない。理由は次の通りである。

キーワード 海外工事, 擬制変更, EOT, mitigation (緩和処置), 設計変更, P3 工程表,

連絡先 前田建設台北出張所 台北市大同区重慶北路1段1-1号4F tel. 02-2558-6380 ex. 1101

この不明杭の撤去に関する変更工事が始まってから次のマイルストーン (MS3) まで約2年あったが、そのMS3は達成できたと認定したのである。このMS3とは軌道(同業者の施工)をシステム業者(関連業者)に引き渡すものであるが、明らかに①軌道線形が未調整であった。②電線U字溝や第3軌条(受電軌条)の蓋が完成していなかった。③必要な清掃も始めてもいなかった。にもかかわらず施主はシステム業者への引き渡し条件を満足しているとしたのである。つまり2年後のMS3に間に合ったのだから工期延伸はなかったとの理屈を構築し、主張を繰り返したのである。ここで施主は工期短縮目的で指示した相応の設計変更(数十万元)の支払いには応じている。我々は工期延伸を獲得して、その経費を請求しなければならない。

3. 問題点の掘り下げ

(1) 擬制変更問題

この問題は業者の対応ミスが主因の事例である。工法変更は明らかに施主の指示であるが、指示の事実確認をせずに逆に施主の承認業務の権利をうまく使われて誘導されたパターンである。弁護士の見解によると、擬制変更を主張する場合でも、そのことがわかった時(施工前がよい)には業者は、手紙により擬制変更であること通知をしておかねばならないとしている。この問題発生時の業者の根底には「施主は神様である」「施主を怒らせない様にするのが得策」「施主の意向を踏まえて仕事をすれば、後から何とかなるだろう」風の日本型マネジメント手法(先人から指摘されて久しい)があったことが原因と思われる。かくして業者は設計変更の達成を「本社幹部によるお願い参り」に託すこととなるのであるが、果たして効果はいかかであろうか。

(2) EOT(工期延伸)と mitigation (緩和処置)

この問題は、施主の契約内容の運用問題を重視しなければならない。台北地下鉄契約約款一般条項 H.7 によると工期延伸の条件は以下の通りである。

「・・・その遅延または障害が・・・発生し、・・・業者は事件発生後7日以内に書面で工程司に通知しなければならず通知後30日以内に工程司に対しその詳細を提出し、遅延の状況、予定日数およびこれを通じて遅延を防止、減少する措置を説明しなければならない。工程司は、その詳細を受け取った後、迅速に合理的な時間内に書面で業者に合理的な範囲以内で本契約の工事または・・・マイルストーンを達成する時間の延長を許可しなければならない。業者は最大の努力をして施工順序調整して影響を下げなければならず、その竣工時間の延期が原因で必要な追加費用の支出が増加した場合、証票または関連照明文書を添付しその因果関係を説明して、工程司に審査を依頼した後で、給付をするかどうか決定する。但し・・・云々。」

この条文を素直に読み解くと、前述の事例の場合、①施主は明らかに合理的な時間内に EOT を業者に与えなくてはならないのである(ここで合理的な時間とは、2年ではないはずである)。また②業者は施工順序の入れ替えによる最大の努力をすべきであり、お金が追加で発生する様な努力は不要なのである。つまり追加金額が発生する様な工種は突貫費用として別途請求でき、工期延長に関する経費の請求もできるはずなのである。この mitigation はいつの日も業者の義務ではあるが、追加工事費用が発生しない程度のものである。このことは「英国建設法律協会発行、遅れと障害の原則」²⁾を参照されたい。

4. まとめ

既に日本の海外建設工事の進出も100年を超えている。しかし我々は、承認権限や許可権限を持つ施主を立てる事がいつの日も必ず有利だと思いついていないだろうか。私が滞在した香港や台湾でも契約に違いはあるが、基本的には争議が認められている。日本は国内事情から、今後も海外市場へ参入が多かれ少なから必要であると思われる。海外工事でそれなりの利益を出すまでには、まだ勉強が必要と感じている。

参考文献

1)台北地下鉄契約約款,2)THE SOCIETY OF CONSTRUCTION LAW DELAY AND DISRUPTION PROTOCOL October 2004 reprint

以上